

#### 4. 「村土地法」規定の考察

前述までの歴史的変遷及び政策的変遷の結果、3-2の国家土地政策の方針に則り、ODA (Overseas Development Administration(of the British Government)) コンサルタント McAuslan 及びタンザニア人法曹グループにより「1997年土地法草案」が起草されることとなった。その後、結局、内容が膨大なので、重要な「村土地」部分については別法として定めることとなり、最終的には1999年に「村土地法」及び「土地法」の二つの法律が制定されるに至った<sup>116</sup>。

表4-1 土地に対する権利の変遷（植民地政策下～ウジャマー政策下～現在）

	ドイツ植民地時代	英国植民地時代	ウジャマー政策下	現在
	植民者に対してのみ適用される制定法	制定法による二重のシステム	本国人に対しても、本国人以外に対しても「占有権」という名称 (customary right of occupancy) に統一したが、二重のシステムは残る	慣習的「占有権」及び付与された「占有権」
タンザニア 本国人	制定法なし	「1923年土地法」は本国人の土着の慣習の尊重をうたう：慣習下の「みなしの占有権」	村評議会を中心とした共同体的所有「村及びウジャマー村法」	本国人に関する法律と慣習下の「みなしの占有権」に起源を有し、村評議会によって配分される慣習的「占有権」及び「付与された権利」に起源を有する「占有権」
本国人以外	権利証書の発行を伴った不動産賃借権、自由土地保有権 「1895年土地布告」	ドイツ植民地時代に譲渡された不動産賃借権、自由土地保有権はそのまま存続 権原登記証明書を伴った99年間の土地の「占有権」の付与 「1923年土地条例」	植民地時代の制度「1923年土地条例」の存続	どちらも権原証明書を伴い登記可能「村土地法」及び「土地法」

出所：雨宮洋美（2003c）p. 30 をもとに筆者作成。

<sup>116</sup> 1999年2月9日～11日の議会で承認されている。

本章では、1999年に新しく制定された「村土地法」及び「土地法」の考察を通じ、その枠組み内の共同体的土地所有権及びその意義を明らかにするものである。植民地時代から現在までの土地に対する権利の変遷は、表4-1にまとめたとおりであるので参照されたい。

タンザニアの「土地法」は、近代的所有権と同質のものとして、植民者等に対し認められてきた、権利証書(certificate)を伴う占有権としての「付与された占有権」(granted right of occupancy)<sup>117</sup>に起源を有する権利を扱う法である。そして、「村土地法」は英国植民地時代から、タンザニア本国人に対して慣習的に認められてきた「みなしの占有権」(deemed right of occupancy)に起源を有する権利を「慣習的占有権」(customary right of occupancy)と定義して扱う法である。別法として「村土地法」を制定すること自体が、村の共同体的占有を重視している表れである。さらに、「村土地法」の最も特徴的な点は、土地に対する共同体的な権利を法的に追認することである。

なお、本章の内容は雨宮(2003c, 2004)の分析部分に負うところが大きい。

## 4-1 現行法である「村土地法」と「土地法」の関係

### 4-1-1 1999年制定の「村土地法」と「土地法」

タンザニアのすべての土地は、公有地(public land)とされることが「土地法」により引き続き定められた<sup>118</sup>。公有地は、「村土地」(Village Land)、国立公園などを含む「保留地」(reserved land)及び「一般の土地」(general land)に分けられ<sup>119</sup>、村土地部分について別法として制定されている法律が「村土地法」である。タンザニア国土において、村土地は約69%を占め<sup>120</sup>、全人口の8割以上が居住するといわれることから、一般のタンザニア国民と極めて密接な関係にあるのが「村土地法」である。

なお「村土地法」及び「土地法」が具体的にどのような土地に適用されるかについては次のとおりである。例えば一つの県の中において、「村土地法」は県(District)の監督下の村(Village)に適用され、「土地法」は市役所(Municipal Council)管轄下の土地に適用される法律となっている。「村土地法」が適用される土地は、県の監督下において村評議会が主体となり管理されることになる。他方、都市部の市内であれば、市役所の土地部門の監督下において区(Ward)が一応の土地管理の主体となる。しかし実質的には市役所の土地部門が直接土地行政を行っており、区は土地行政に形骸的に関わるにすぎない。市内の土地は「土地法」及び「町及び国家計画条例(Town and Country Planning Ordinance)」のもとに市役所によって直接管理されており、市内にある村についても市役所監督下におかれ、「村土地法」ではなく「土地法」及び「町及び国家計画条例」が適用される。

---

<sup>117</sup> 「付与された」(granted)という意味は、元来、植民地時代に植民地政府から権利証書を伴う近代的所有権に近い権利を与えられたということに由来する。

<sup>118</sup> 「土地法」第4条(1)項

<sup>119</sup> 「土地法」第2条

<sup>120</sup> Sijaona(2002)p.34

表 4 - 2 土地の管轄行政と法

場所	都市部		郊外
行政単位	市 (city:municipaa)	村(village:kijiji)	村(village:kijiji)
土地管理の主体	市役所の土地部門 (Idara ya Ardhi)	地区 (Ward: Kata) 市役所の土地部門 (Idaraya Ardhi)	村評議会 県の土地部門
適用される法律	「土地法」 「町及び国家計画条例」	「土地法」 「町及び国家計画条例」	「村土地法」

出所:筆者作成 (2004) (最終報告会資料)

#### 4 - 1 - 2 「村土地法」における土地に対する権利

「村土地法」に規定される土地に対する権利は、慣習法に基づくものである。どのような権利かと言ってしまうならば、それは村共同体構成員に限定される、農業及び居住を基本とした無期限の権利といえる。そして「村土地法」の検討から、その土地の権利主体、使用目的、条件、収益及び処分に際して家族のみならず村共同体の利益をも考慮して設けられるさまざまな制限のある権利といえることができる<sup>121</sup>。基本的に村共同体構成員以外への譲渡は制限されている。村で規定される上限を超える面積を占有することになる場合や譲渡人本人又はその家族若しくは扶養者の生活を不十分にする場合<sup>122</sup>に該当するような譲渡は制限されるなど、土地取引の完全な市場化とはいえない譲渡制限がみられる。

また、タンザニア国土全体でみると大統領が土地の「受託者」(trustee)である<sup>123</sup>。そして「村土地法」によると、村評議会が土地管理の「受託者」であり、村人は「受益者」(beneficiary)である<sup>124</sup>。村評議会は村土地の管理・運営を行い、「村土地法」に基づく義務を負い、受益者の利益又は公益その他の定められた目的のために信託財産である土地を管理しなければならない仕組みとなっている。そして、条文規定上、村土地の受益者となるためにさまざまな条件が設けられている。これらのことから、タンザニアの村では、土地が信託財産、村評議会が受託者であり村人が受益者であるという信託構成<sup>125</sup>がみられ、雨宮 (2004) では、これが「村土地法」の一つの特徴であると述べられている。

「村土地法」規定の詳細については、雨宮 (2003c) および雨宮 (2004) を参照されたい。ここでは、慣習法と「村土地法」を対照させた表 4-3 を以下に示すのみとする。

<sup>121</sup> 雨宮 (2003c) p.32

<sup>122</sup> 第 30 条(4)項

<sup>123</sup> 「土地法」第 4 条

<sup>124</sup> 第 8 条(2)項

<sup>125</sup> 信託とは、一定の目的に従って受益者のために財産の管理・運営を受託者が行うことである。

表 4 - 3 「村の土地法」及び「慣習法」の対照表

	慣習法	「村土地法」
	慣習的占有権	「慣習的占有権」 <sup>a)</sup>
村共同体内の構成員	通常共同体の構成員たる居住者に限る。 <sup>b)</sup>	村共同体の構成員に限る。
使用	特に、恒久的な樹木の植樹及び境界を区分した土地において、義務を伴う十分な使用权（full right of use）がある。 <sup>c)</sup>	目的の制限あり：農耕・牧畜又は土地をよい状態に保つ使用。その地域での慣習法の遵守。
収益	使用による収益を得られる。 <sup>d)</sup>	使用による収益を得られる。
処分	支配層からの制限のある処分権：相続できる。 <sup>e)</sup>	譲渡先はタンザニア国民に限る。譲受人の扶養者若しくは家族の生計が困難となる譲渡は認められない。60日以前の村評議会への通知が必要である。相続は遺言により可能。
期間	無期限 <sup>f)</sup>	原則として無期限の占有権が付与される。特定の期間を選択することも可能。
登記	できない。	「慣習的権原証明書」(certificate of right of occupancy) の発行を受け村登記所にて登記可能。
村共同体の構成員以外	原則的に制限される。	外国人への譲渡は「1997年投資法」による目的以外は制限される。
共同体の村土地 (communal village land)	特定個人に配分されてはならない森林、放牧、狩猟又は農耕用の土地。共同体構成員であればその使用を黙認される。	村評議会が全村会議を通じて定めた目的のために分け置く土地として定義される。

\*慣習法については、エスニック・グループ毎に異なるので、今日でもタンザニアの慣習法の基礎として使用されている、代表的なエスニック・グループの研究実績をまとめた James and Fimbo(1973)を参照した。

a) 「村土地法」における定義としての慣習的土地所有権であるので「」書きにした。

b) Ibid. p. 5

c) Ibid. p. 7

d) Ibid. p. 29

e) Ibid. p. 29

f) Ibid. p. 29

出所：雨宮（2003c） p. 31.

#### 4 - 2 「村土地法」規定の貧困緩和における役割

歴史的・政策的背景を踏まえ、3章にて共同体的土地所有権と捉えてきたタンザニアの土地に対する権利、及び「村土地法」で占有権と呼んできた Right of Occupancy をその権利の様相から「使用权」と呼ぶことにしたい。従って Customary Right of Occupancy を「慣習的な使用权」と呼ぶこととする。

本章では、「村土地法」で規定されることになった土地の使用权の構造、意義について明らかにする。なお、議論は加藤(1996)が土地の共有制をとるアメリカ先住民族のチェロ

キ・ネイションの事例<sup>126</sup>を取り上げている「総有論、合有論のミニ法人論的構造」を手がかりとして展開する。また、後述の多くは雨宮(2004)に負うものである。

「村土地法」規定の土地の使用権の特徴的な内容は、①村評議会が村土地管理に果たすミニ国家的な役割、②入会地と呼べる「共同体の村土地」(Communal Village Land)の存在、③総有<sup>127</sup>及び信託構成から成る構造、の三点にまとめられる。この特徴①②からは、加藤(2001)がチェロキ・ネイションの事例で述べたように、部外者への土地流出を阻止するため処分に制限を設けることにより村共同体としての一体性を保つという目的が意図されているといえよう。さらに③の信託構成をとることは、信託財産である土地の使用権を持つことができる構成員を限定し、土地譲渡に対してさらなる制限を設けているとみなせよう。村共同体としての一体性を保つ目的は、タンザニアの土地のセイフティ・ネット機能を保持し、貧困緩和に寄与することにあると考えている。

#### 4-2-1 村評議会が村土地管理に果たすミニ国家的な役割

「村土地法」が規定する村評議会は、土地行政に関して村人以外を排除するという点においてミニ国家的に土地を管理していることを指す。そして村土地の「慣習的な使用権」は村共同体の構成員の認識及び状態に基づく権利であり、村共同体の構成員は村人若しくは村と関わる者に限定される。村土地の慣習的な使用権を得るには村評議会への申請を通じた許可が必要とされ、村人の個人としての持分は潜在化しておらず、個人には村評議会所有のものと採取、収益権能だけを行行使することが認められ、処分は家族的扶養を害さないことを条件とし制限的に可能といえるものである。また、慣習的な使用権の期間は原則無期限であるが、土地が長期に使用されない若しくは土地の所有者が国外にいる場合は、管理人の不在等により配分可能な土地として村評議会に戻される。村内にて完結している村評議会によるこのような土地の管理は、ミニ国家的な管理を補強しているといえる。

#### 4-2-2 入会地と呼べる「共同体の村土地」(Communal Village Land)の存在

「共同体の村土地」とは、「村土地法」第2条(1)項に規定される「慣習的な使用権」により村共同体構成員に配分できる土地と区別され、個人の使用・収益及び処分権が認められない土地が明文化されたものである。つまり、入会地と呼べる土地の存在が追認された

---

<sup>126</sup> 1939年制定のチェロキ憲法(Constitution of the Cherokee Nation)の規定では土地を共有制とし、チェロキ・ネイションの土地のチェロキ族以外への譲渡を禁じ、チェロキ族以外の者はチェロキ・ネイションの土地を所有できないという身分と直結した土地所有を定めている

(<http://www.yvwiusdinvoohii.net/history/CherConst1839.htm> に掲載)。

<sup>127</sup> 総有は共同所有の一形態である。共同所有者が一つの団体を形成し、その構成員である各共同所有者は使用、収益の権能を持つが、処分の権能は団体に属する。つまり、各共同所有者が持分権を持たず、分割請求もできず、入会集団の構成員たる資格を離れて採取、収益権を処分することはできない身分権的権利である。現在においてその典型は入会集団であるムラとその構成員がもつ入会権にみられる(加藤(2003)pp.320-321)。詳細は雨宮(2004)参照のこと。なお、これは通説とされている日本の共同所有論の三文法のうちの一つであるが、わが国の民法典に規定されているのは、共有物全体の持分に応じた使用、収益、分割請求権を有し共有持分を個人の自由で処分することが可能な共有だけである(民法第249条以下)。また、分割請求・持分処分に制限がある共同所有が合有である(我妻(1961)pp.122,124、星野(1980)p.132など)。合有についての規定は民法典にはないが、実質的には組合がその機能の典型例といわれている。

とみなされ、「村土地法」施行における重大な変化といえる。これにより、共同体の公益に基づき(a community and public basis)使用される土地として、村ごとにその範囲及び目的が決められることとなった<sup>128</sup>。これは「村土地法」施行前から行われてきた土地利用の実態を追認するものと考えられる。「共同体の村土地」の利用形態、その公益の具体的内容は村ごとの実態に即した規則により異なると考えられるが、薪炭材などの収集、放牧地及び予備的農耕地としての利用などが想定される。

「共同体の村土地」は原則的に配分できない土地として村評議会の管轄下にある。従って、わが国の民法典第 294 条規定の共有の性質を有しない他物権<sup>129</sup>としての入会権と同じと考えられ、村共同体構成員に認められるのは持分のない用益権利用にとどまると考えられる。なお、「村土地法」にそのような記述はないが、スワヒリ語版の「村土地法」普及ガイドラインからは、「共同体の村土地」利用にある種の「貢献」を前提とした「よい使用」をしなければならない義務が伴われることがわかる。

#### 4-2-3 総有論及び信託構成から成る所有権構造

4-2-1で村全体の土地は村行政により管理総括され、団体構成員である村人は持分請求権を持ちえず、村人としての身分に基づき使用、収益、採取及び制限のある処分の権利のみを有すること、村共同体構成員から離脱する際に土地の分割請求ができず換価制限があることを述べた。そして、4-2-2で村土地の中には入会地と呼べる土地があることも紹介した。これらをまとめ、タンザニアの村土地所有は総有であるといえることができる。加藤(1996)と比較検討し、特に「総有論」のミニ法人論的構造が当てはまるといえる。

また、タンザニア国全体でみると大統領が土地の受託者であり、村土地管理の受託者として受益者たる村人のため「村土地法」に基づく義務を負い、受益者の利益又は公益その他の定められた目的のために信託財産である土地を管理しなければならない。そして、条文規定上、村土地の受益者となるための村共同体構成員となる資格要件が設けられている。これらのことから、村土地という信託財産をめぐる信託関係が成立しているといえる。

「村土地法」において、信託構成のもとに総有論をとる目的は、村共同体内での土地の商品化並びに一極集中化を防ぐこと及び土地譲渡に制限を設け村共同体の一体性を保つことにあるといえる。そして、団体の継続性を図る意義は、土地が持つセイフティ・ネット機能の維持にあると考える。

---

<sup>128</sup> 第 13 条(1),(2)項

<sup>129</sup> 他人が所有する物の上の物権のこと。